

令和6年度
同窓会総会資料

東邦大学付属東邦中学・高等学校同窓会

日時：令和6年6月29日（土）14時30分～
会場：ホテル ザ・マンハッタン幕張新都心
2階「ライブラリー」

次 第

1. 開会のことば
2. 同窓会会長あいさつ
3. 来賓あいさつ
4. 議長選出
5. 議事
 - (1) 報告事項
 - ①令和5年度事業報告
 - ②令和5年度収支決算報告
 - (2) 審議事項
 - 第1号議案 令和5年度収支決算の承認
 - 第2号議案 令和6年度事業計画案
 - 第3号議案 令和6年度収支予算案
 - 第4号議案 同窓会役員改選案
 - 第5号議案 定例会報「ならしの」の発行と配布に関して
6. 諸連絡
7. 閉会のことば

令和5年度事業報告

1. 総会・懇親会
令和5年7月8日（土）にホテル ザ・マンハッタン幕張新都心にて実施
2. 理事会 年7回実施（オンライン会議6回を含む）
3. 同窓会会報の発行
 - ・会報「ならしの」第43号
 - ・特別号20号
4. 母校行事への参加・協力
 - ・入学式 4月7日（金） ※校内関係者のみで実施
 - ・文化祭 9月16日（土）・17日（日）
 - ・同窓会入会式 3月1日（金）
 - ・卒業式 3月2日（土）
5. 同窓会新入会員への記念品贈呈
 - ・ペン型印鑑
 - ・鮎川会長デザイン特製ペーパーバッグ
6. 会員名簿の整理
7. 学校教育活動支援（アワード）
8. 「東邦大学のルーツをたどる」冊子配付
9. その他
 - ・学校法人東邦大学創立100周年記念事業への協力

令和5年度収支決算書

(自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)

1. 一般会計

<収入の部>

科 目	予算額 (a)	決算額 (b)	差異 (b) - (a)	備 考
1 会費収入	11,904,000	11,761,100	▲ 142,900	((600円×高2, 3年在校生数) + (500円×中1～高1在校生数)) × 12ヶ月
2 積立金口座からの入金	0	0	0	
3 同窓会会員からの寄付金	100,000	21,000	▲ 79,000	
4 総会・親睦会収入	200,000	260,000	60,000	
5 利息収入	39	27	▲ 12	普通預金利息
当期収入計 A	12,204,039	12,042,127	▲ 161,912	
前年度繰越収支差額	3,859,970	3,859,970	0	
収入合計 B	16,064,009	15,902,097	▲ 161,912	

<支出の部>

科 目	予算額 (a)	決算額 (b)	差異 (b) - (a)	備 考
1 会議費	400,000	497,776	97,776	
・理事会活動費	400,000	497,776	97,776	コロナ禍が沈静化し理事活動が従前の状態に戻った
2 事業費	8,200,000	8,351,286	151,286	
・総会費	2,000,000	2,086,628	86,628	
・会報発行費	4,000,000	3,978,312	▲ 21,688	
・名簿管理費	300,000	216,392	▲ 83,608	
・システム管理費	100,000	66,550	▲ 33,450	
・新会員記念品	550,000	545,650	▲ 4,350	
・学校教育活動支援金	1,000,000	1,369,520	369,520	母校生徒の文武両面での活躍
・同窓会室備品	100,000	38,157	▲ 61,843	
・会員親睦補助費	150,000	50,077	▲ 99,923	
・東邦大学ルーツをたどる冊子製作費	0	0	0	
3 事務費	1,370,000	1,339,939	▲ 30,061	
・事務費	100,000	170,421	70,421	事務活動に協力してくれた同窓生教員への謝礼等
・事務パート手当	920,000	917,220	▲ 2,780	
・通信費	250,000	151,410	▲ 98,590	
・消耗品費	100,000	100,888	888	
4 慶弔費	100,000	0	▲ 100,000	
5 積立費	500,000	500,000	0	
6 寄付金	1,000,000	1,000,220	220	
7 会費返金処理	10,000	5,000	▲ 5,000	
8 予備費	4,484,009	0	▲ 4,484,009	
当期支出計 C	16,064,009	11,694,221	▲ 4,369,788	
当期収支差額 A-C		347,906	347,906	
次期繰越収支差額 B-C		4,207,876	4,207,876	

2 特別事業積立金会計

(単位:円)

(収入の部)

科目	決算	備考
1 積立金収入	500,000	
2 利息収入	27	普通預金利息
3 自然・生命・人間	0	
4 寄付金収入	0	
当期収入計	500,027	
前年度繰越収支差額	2,589,675	
収入合計	3,089,702	

(支出の部)

科目	決算	備考
1 一般会計へ振替金	0	
寄付金	0	
当期支出計	0	
当期収支差額	500,027	
次年度繰越収支差額	3,089,702	

財産目録

(令和6年3月31日現在)

	一般会計	特別事業積立金	基本財産	合計	
1 現金(手元有高)	16,520			16,520	
銀行預金					
普通預金	4,191,356			4,191,356	千葉銀行/3353747
普通預金		3,089,702		3,089,702	千葉銀行/3620868
普通預金			14,913,802	14,913,802	千葉銀行/3285140
小計	4,191,356	3,089,702	14,913,802	22,194,860	
3 各財産間貸借					
合計	4,207,876	3,089,702	14,913,802	22,211,380	

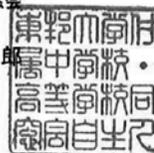
4 備品	FAX付き電話機	1台
	コンピューター(スキャナー・プリンター・MO)	1台
	周辺機器	1式
	書庫	2台
	冷蔵庫	1台
5 書籍	「自然・生命・人間」復刻本(H14年発行)	158冊
	「自然・生命・人間」ガイドブック	114冊
	東邦大学のルーツをたどる冊子	848冊
6 その他	不織布バッグ	35枚
	クリアファイルWポケット	500枚

以上の通り相違ありません。

令和6年4月6日

東邦大学付属東邦中・高等学校同窓会

会長 鮎川 二郎



監 査 報 告 書

以上の決算報告について監査したところ、帳簿及び証拠書類は整備され、資金の管理も適正であることを認めます。

令和 6 年 4 月 6 日

監 事 藤 内 圭 
(18)期生

監 事 田 浦 智子 
(19)期生

監 査 報 告 書

私は会則19条3項の規定に基づき、東邦大学付属東邦中学・高等学校同窓会の令和5年度（自令和5年4月1日至令和6年3月31日）における一般会計及び特別事業積立金について監査を実施した。

監査の結果、一般会計及び特別事業積立金会計はいずれも適正に処理されており、各計算書類は同窓会の収支及び財産の状況を正しく示していることを認める。

令和 6 年 5 月 10 日

税理士法人 かずさ合同事務所

税理士 内 田 慎一郎 

令和6年度事業計画案

1. 総会・懇親会
令和6年6月29日（土）にホテル ザ・マンハッタン幕張新都心にて実施
2. 理事会 年7回実施（オンライン会議6回を含む）
3. 同窓会会報の発行
 - ・会報「ならしの」第44号
 - ・特別号21号
4. 母校行事への参加・協力
 - ・入学式 4月8日（月）
 - ・文化祭 9月14日（土）・15日（日）
 - ・同窓会入会式 3月1日（土）
 - ・卒業式 3月3日（月）
5. 同窓会新会員への記念品贈呈
 - ・ペン型印鑑
 - ・鮎川会長デザイン特製ペーパーバッグ
6. 会員名簿の整理
7. 学校教育活動支援（アワード）
8. 「東邦大学のルーツをたどる」冊子配付
9. その他
 - ・学校法人東邦大学創立100周年記念事業への協力

令和6年度収支予算案

(自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)

1. 一般会計

<収入の部>

科 目		予算額 (a)	前年度予算 (b)	差異 (a) - (b)	備 考
1	会費収入	11,263,200	11,904,000	▲ 640,800	((600円×高3在校生数)+(500円×中1～高2在校生数))×12ヶ月
2	積立金口座からの入金	0	0	0	
3	同窓会会員からの寄付金	100,000	100,000	0	
4	総会・親睦会収入	200,000	200,000	0	
5	利息収入	39	39	0	普通預金利息
当期収入計		11,563,239	12,204,039	▲ 640,800	
前年度繰越収支差額		4,207,876	3,859,970	347,906	
収入合計		15,771,115	16,064,009	▲ 292,894	

<支出の部>

科 目		予算額 (a)	前年度予算 (b)	差異 (a) - (b)	備 考
1	会議費	500,000	400,000	100,000	
	理事会活動費	500,000	400,000	100,000	
2	事業費	8,350,000	8,200,000	150,000	
	・総会費	2,000,000	2,000,000	0	
	・会報発行費	4,000,000	4,000,000	0	
	・名簿管理費	300,000	300,000	0	
	・システム管理費	100,000	100,000	0	
	・新会員記念品	700,000	550,000	150,000	ペン型印鑑、ペーパーバッグ新規購入
	・学校教育活動支援金	1,000,000	1,000,000	0	
	・同窓会室備品	100,000	100,000	0	
	・会員親睦補助費	150,000	150,000	0	学年同期会お祝い金など
	・東邦大学ルーツをたどる冊子製作費	0	0	0	令和7年度に8～10年度に配付分を一括購入予定
3	事務費	1,420,000	1,370,000	50,000	
	・事務費	200,000	100,000	100,000	前年度実績による
	・事務パート手当	920,000	920,000	0	
	・通信費	200,000	250,000	▲ 50,000	前年度実績による
	・消耗品費	100,000	100,000	0	
4	慶弔費	50,000	100,000	▲ 50,000	前年度実績による
5	積立費	500,000	500,000	0	特別事業積立金
6	寄付金	1,000,000	1,000,000	0	東邦大学100周年事業への寄付
7	退会者への返金	10,000	10,000		
8	予備費	3,941,115	4,484,009	▲ 542,894	
支出合計		15,771,115	16,064,009	▲ 292,894	

役員改選案

	役職名	氏名	期	役員歴	役員としての主な実績	職業	備考
1	会長	御喜 和	18期	1997年度より	事務局業務の統括		前母校副校長 元母校理科(生物科)教諭
2	副会長	鈴木 実	18期	1997年度より	事務局会計業務	会社役員	高い見識で理事会運営を長きにわたり支えてきた
3	副会長	北川 太郎	31期	2006年度より	総会・懇親会企画運営	薬剤師 薬局経営	東邦大学薬学部卒 愛息・愛娘も東邦の卒業生
4	理事	田浦 智子	19期	2000年度より	同窓会会務の監査	薬剤師	薬剤師として活動している 幹事から理事に転任の予定
5	理事	渡邊 学	31期	2009年度より	前同窓会副会長	医師	東邦大学医療センター大橋病院副院長
6	理事	五十畑 昭彦	31期	2009年度より	総会議長・規約の整備	弁護士	弁護士として幅広く活動している
7	理事	三矢 宏	32期	2006年度より	ホームページ管理・WEB管理	会社経営	東京スカイツリーファンクラブ会長
8	理事	前川 智子	32期	2021年度より	学内理事	母校教諭	数学科教諭 空手の名手
9	理事	中島 正子	32期	2021年度より	懇親会の運営	歯科衛生士	新潟県在住 同窓会活動には主にオンラインで参加
10	理事	岡田 隆治	36期	1997年度より	学内理事統括	母校教諭	事務局現場のリーダー PCのエキスパート
11	理事	牧田 瑛介	56期	2021年度より	名簿管理	会社員	ICTリテラシーを備えた新鋭
12	理事	小山 将平	56期	2021年度より	名簿管理	会社経営	ICTリテラシーを備えた新鋭
13	理事	河合 紫織	28期	新任		歯科医	28期学年幹事を務めてきた 令和4年度会報に近況を寄稿
14	理事	三原 玲子	32期	新任		建築設計事務所経営	薬剤師から建築士に転身 愛娘が今春、東邦高校を卒業
15	理事	中川 博雄	38期	新任		弁護士	柏市で法律事務所を開業 令和5年度会報に近況を寄稿
16	理事	野村 裕美	40期	新任		薬剤師	責任感強く明るく優しい人柄 令和6年度会報に近況を寄稿
17	理事	稲垣 いつき	49期	新任		母校教諭	国語科教諭 バレーボール部顧問で活躍
18	理事	渡邊 隆太郎	56期	新任		医師	高校時代はラグビー部主将 令和6年度会報に近況を寄稿
19	理事	小林 菜々美	63期	新任		母校教諭	理科(生物科)教諭 令和5年度会報に近況を寄稿
20	監事	藤内 圭一	18期	1997年度より	同窓会会務の監査	歯科医 歯科医院経営	松戸市歯科医師会会長
21	監事	池田 浩司	29期	新任		母校教諭	理科(生物科)教諭 天体望遠鏡写真撮影の名手

★ 令和3年度役員改選時との比較

役員総数 16名 ⇒ 21名

同窓生教員数 2名 ⇒ 5名

(母校教諭)

女性役員数 4名 ⇒ 8名

役員平均年齢 56.8 ⇒ 53.5

第 5号議案 定例会報「ならしの」の発行と配布に関して

◆経緯

同窓会理事会は数年前から、同窓会会報「理事会からの報告」のページの中で、同窓会関係の情報提供に関して、「郵送」を廃止して同窓会ホームページ掲載に一本化できないかを検討している旨を伝えてきました。「郵送」を廃止したい最大の理由はコストパフォーマンスにあります。令和5年度一般会計を例にとると、当期支出総計約1200万円のうち、会報発行費は400万円（作成費150万円、郵送費250万円）です。会報発行が同窓会事業の核であることは確かですが、支出総計の四分の一を越えるのは如何なものでしょうか。また同窓会の総会員数は今後も毎年約300ずつ増加（結果として郵送費は増加）し、在籍生徒から徴収する会費収入はほとんど変わりません。（月額500円×12ヶ月×在籍生徒数）この現状を打破できる効果的な対策が求められていることは言を俟たないかと思われます。

一方、会報「ならしの」の郵送を強く希望する会員が少なからず存在することも確かです。一昨年度の会報に「郵送を廃止してホームページ閲覧の方向へ」という趣旨の理事会方針を提示したところ、「会報郵送を継続してほしい」という反応が事務局にかなり寄せられたのです。

上記の現状について同窓会理事会は検討を重ね、以下を提案するに至りました。

◆提案

1. 基本的な考え方

- ① 今後、同窓会執行部からの情報提供（総会案内、会報閲覧等）は同窓会ホームページを主舞台とする。
- ② 定例会報「ならしの」の郵送は希望者に限って実行する。 ※郵送の希望には喜んで対応いたします。
- ③ 上記②を令和8年度から実行開始すべく、環境整備、理解の共有に努める。

2. 会員への通知の徹底

- ・定例会報「ならしの（令和6年度、令和7年度）」でその旨を丁寧に通知する。
- ・同窓会ホームページでのアナウンスに努める。

3. 定例会報「ならしの」の郵送希望の意思表示について

郵送を希望する同窓会会員は以下のいずれかの方法でその旨を同窓会事務局へ通知する。

- ① 総会出欠返信ハガキ ※郵送廃止実行の前年度（令和7年度）までに送付するものに該当欄を設ける。
- ② 事務局あてに電子メールまたは電話にて通知する。
- ③ 個人データベースにアクセスして郵送希望欄（チェックボックス）に登録する。

4. 定例会報「ならしの」の郵送の再開

会員は以下のいずれかの方法で郵送を再開できる。

- ① 同窓会事務局に電子メール、電話等の手段にて郵送再開の希望を通知する。
- ② 個人データベースにアクセスして郵送希望を登録する。

東邦大学付属東邦中学校・高等学校同窓会会則

第1章 総 則

(目的)

- 第1条 本会は、会員相互の親睦と向上発展をはかり、かつ母校東邦大学付属東邦中学校・高等学校の発展に寄与することを目的とする。
- 2 本会は、前項の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 会員名簿及び会報の発行
 - 2 その他本会の目的を達成するために適当な事業

(名称)

- 第2条 本会は、東邦大学付属東邦中学校・高等学校同窓会「自生人」と称する。

(事務所の所在地)

- 第3条 本会の事務所は、東邦大学付属東邦中学校・高等学校内に置く。

第2章 会員及び総会

(会員の種類および資格)

- 第4条 本会は、次の各号に掲げる会員を以て組織する。
- 1 正会員 東邦大学付属東邦中学校・高等学校卒業生及び東邦大学付属東邦中学校・高等学校に在籍した者で特に希望し理事会で承認した者
 - 2 準会員 東邦大学付属東邦中学校・高等学校在校生
 - 3 特別会員 東邦大学付属東邦中学校・高等学校教職員及び教職員であった者並びに理事会で特に推薦した者

(総会)

- 第5条 本会は、毎年一回総会を開催する。臨時会は、必要に応じて開催する。総会は会長が招集する。臨時総会については、2名以上の理事から招集の請求があった場合には、会長は総会を招集しなければならない。
- 2 正会員は、総会において、会長より業務及び会計に関する報告を受け、役員を選出、事業計画の議決、予算の議決、決算の承認、会則の改正及び本会に関するその他の重要事項に関する決定を行う。
 - 3 総会の議決は、出席した正会員（委任状出席も含む）の過半数を以て決する。

(会費)

- 第6条 正会員は、総会において別に定める臨時会費を納入する。
- 2 準会員は、総会において別に定める入会金を納入する。
 - 3 特別会員は、会費を免除される。
 - 4 第4条1号後段により、理事会の承認を得て正会員となる者は、総会において別に定める入会金を納入する。

第3章 役員、顧問および職員

(役員の種類および定員)

- 第7条 本会に次の役員を置く。
- 1 会長 1名
 - 2 副会長 2名
 - 3 理事 7名以上（奇数）
 - 4 監事 2名
 - 5 幹事 各期毎に若干名

(役員を選出)

- 第8条 役員は総会で会員の中から選任する。
- 2 幹事は、各期の会員から推薦された者又は自ら立候補した者の中から理事会の議を経て会長が選任する。

(役員職務権限)

- 第9条 会長は、本会を代表し一切の業務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代行する。
 - 3 理事は、会長及び副会長と理事会を構成し、日常業務を行うとともに総会の準備をなす。

- 4 監事は本会の財産の状況及び本会の業務執行の状況を監査する。
- 5 幹事は、理事会と協力して会務を補佐し、各期の連絡調整を行う。

(役員任期)

- 第10条 役員任期は3年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠または増員により選任された役員任期は前任者または他の役員任期とする。
 - 3 役員任期満了または辞任の後でも、後任者が選任されるまではなおその職務を行う。ただし、解任された場合には、その限りではない。

(役員解任)

- 第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において、出席した会員（委任状出席を含む）の過半数の議決によってこれを解任することができる。
- 1 この会則に著しく違反したとき
 - 2 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - 3 職務上の義務に著しく違反したとき
 - 4 その他本会の役員として不適当であると思われる重大な理由があるとき

(顧問)

- 第12条 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は理事会の承認を経て会長が委託する。
 - 3 顧問は会長の相談に応ずる。

(職員)

- 第13条 本会に書記その他必要な職員を置くことができる。
- 2 職員は理事会の定めた職務を行う。
 - 3 職員の任免は理事会の承認を得て会長が行う。

(大学評議員)

- 第14条 大学評議員は理事会の議決により2名を推薦する。

(総会の議決を要する事項)

- 第15条 次に掲げる事項は総会の議決または承認を要する。
- 1 予算及び決算並びに借入金及び重要な財産の処分に関する事項
 - 2 事業計画
 - 3 会則の改正
 - 4 その他本会の業務に関する重要事項で総会において必要と認めるもの

第4章 会務及び会計

(理事会)

- 第16条 理事会は原則として毎年2回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは臨時にこれを招集することができる。2名以上の理事から招集の請求があったときも同様とする。
- 2 理事会は会長が主宰する。
 - 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
 - 4 理事会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
 - 5 理事会は必要に応じて幹事をオブザーバーとして会議への出席を認めるものとする。

(会計年度)

- 第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(収入)

- 第18条 本会は、会費、寄付金その他の収入によって運営する。

(予算及び決算)

- 第19条 本会の予算は毎会計年度、理事会の議決を得たうえ、総会の議決を得なければならない。
- 2 本会の決算は毎会計年度終了後2か月以内に理事会の承認を得て会長が作成し、監事の意見を求める。会長は決算を総会に報告し、承認を得なければならない。
 - 3 決算については、公認会計士又は税理士の監査を受ける。

(報酬及び費用の支弁)

第20条 役員及び顧問には報酬を支給しない。ただし、会務に要した費用は支弁される。

2 職員にはその業務の内容に応じて手当を支給するものとし、その額と支給期については、予算の範囲内で理事会において決定する。

(特別積立金)

第21条 本会は、将来の発展を期するため、基本財産形成のための特別積立を行うものとする。

2 特別積立金は本会の他の財産と同じく、預貯金など確実な方法で会長が保管する。

3 特別積立金は、特にやむを得ない事由に基づき、理事会が承認した場合以外は他の用途に使用し、または担保として提供してはならない。

4 特別積立金を取り崩して基本財産となる不動産等を購入する場合は、事前に総会の承認を得なければならない。

(会則改正の手続)

第22条 本会則の改正は、総会の出席者（委任状出席を含む）の過半数の賛成をもって行う。

附 則

施行日 平成9年（1997年）6月7日

最終改正 令和4年（2022年）9月24日

同窓会会費規程

(目的)

第1条 本規程は、東邦大学付属東邦中学校・高等学校同窓会会則（以下「会則」という。）第6条の会費について、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金及び会費)

第2条 会員は、次に定める入会金及び会費を納入する。

(1) 正会員

臨時会費（会則第6条1項）

(2) 準会員

入会金（会則第6条2項）

月額500円

但し、令和4年度までに高等学校に入学（もしくは転入）した者（令和7年3月卒業予定〔第71期〕の在校生まで）は、月額600円を納入する。

(3) 特別会員

入会金及び会費の納入を要しない（会則第6条3項）。

(4) 東邦大学付属東邦中学校・高等学校に過去在籍したことがある者で、会則第4条（1）後段に基づき、特に希望し理事会で承認を受けて正会員となる者

入会金（会則第6条4項）

中学校に入学（又は転入）後高等学校入学前に転出した者

20,000円

高等学校に入学（又は転入）後卒業前に転出した者

10,000円

(転出する準会員の納入済み入会金の取扱)

第3条 準会員が、高等学校の卒業前に学校から離籍・転出する場合、本会は、既に経過した納付期間分の納入済み「入会金」の返還を要しない。但し、離籍時期に係る支払期（四半期単位）に該当する期間分について、離籍・転出する準会員から学納金とともに予納された入会金を既に学校から受領していた場合、本会は、学校に対し、当該支払期分を返還する。

(規程の改正)

第4条 本規程は、総会の決議により改正することができる。

附 則

この規程は令和4年9月24日から施行する。